

太平洋広域漁業調整委員会指示第十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 松岡 英二

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「太平洋」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める太平洋

（2）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項に規定する届出漁業又は都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業

2 届出

（1）平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日の間に太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十五年十二月二十七日までに、あらかじめ太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

（2）前号の届出は、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由する場合にあつては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行う

ものとする。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 第一号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならぬ。

(4) 前号に基づく変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(5) 第一号又は第三号の届出は、届出人の住所の所在する都道府県ごとに、別表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。

(6) 前号の場合において、別表の上欄に掲げる都道府県以外の道府県に住所を有する届出人は、主たる操業海域について、同表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、当該都道府県の海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3 漁獲実績報告書

2の第一号又は第三号の届出をした者は、当該届出に係る漁業について、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあつては別記様式第五号）による漁獲実績報告書を平成二十六年四月三十日までに2の第五号又は第六号に規定する事務局に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十六年四月三十日までとする。

5 特例

(1) 委員会指示第十二号の2の第一号又は第二号に基づく届出は、この指示の2の第一号に基づく届出とみなす。

(2) 委員会指示第十七号（以下「承認制指示」という。）の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者については、この指示の定めにかかわらず、承認制指示の4に基づく漁獲実績報告書と併せ、同項に定める期限までにこの指示の3に規定する漁獲実績報告書を提出することができる。

別表

都道県名	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙
青森県	台市宮城野区五輪1-3-15仙 台第3合同庁舎8階)
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁本庁 (〒100-8907 東京都千
東京都	代田区霞が関1-2-1)
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
和歌山県	
徳島県	
高知県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

- （１）船名
- （２）漁船登録番号
- （３）船舶総トン数

2 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

- 備考
- 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。
 - 3 操業海域は、別図の区分（J 1 ～ J 4、J 1 0）を記入すること。

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所
漁業協同組合名
代表者の役職及び氏名
印

下記の者が、沿岸くろまぐろ漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、(関係書類を添えて)届出します。

記

氏 名 (法人に あっては、名称及び 代表者の氏名)	届出者住所	使用する船舶			漁業の方法	操業海域	操業予定時期	主な水揚げ市場(又 は漁協)	届出者証明印	備考
		船名	漁船登録番号	船舶総トン数	曳き縄・はえ縄・ 釣り・その他					

上記の届出者の漁船については、漁船登録原簿の内容と相違ないことを証明します。
都道府県確認印

- 〔備考〕
- 1 漁業の方法は、該当するものを記入すること。その他については、具体的な漁法を記入すること。
 - 2 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入すること。
 - 3 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付けで届け出た沿岸くろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

2 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

都道府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

漁業者の氏名又は名称	印
住所	
届出日	
使用船舶名	
漁船登録番号	
船舶総トン数	
漁業の方法	曳き縄・はえ縄・釣り・その他()

[illegible]

用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

年 月 日

住所
漁業協同組合名
代表者の役職及び氏名

印

下記のとおり、届出者ごとの太平洋でのくろまぐろ漁獲実績を報告します。

記

[illegible]

(注)

- * 1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は蓄養した漁場を管轄している漁協名を記入する。
- * 2:別図の区分を記入する。
- * 3:4kg上・下を仕分けする銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。
- * 4:ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内臓除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」と記入する。
- * 5:「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等に記入でよい。

〔備考〕

- 1 同一届出者で水揚げ市場(又は漁協)、漁業の方法、操業海域が複数にまたがる場合は、行を替えて記入する。
- 2 本人証明印は1ヶ所とする。

(別図)

